

令和5年度第3回高知市高齢者保健福祉計画推進協議会 議事録

日時 令和5年12月4日(月) 18:30~20:00

場所 総合あんしんセンター3階大会議室

(司会：高齢者支援課 片岡係長)

定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第3回高知市高齢者保健福祉計画推進協議会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。私は高齢者支援課の片岡と申します。議事に入りますまで進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

本日使用する資料の確認をさせていただきます。まず事前にお送りさせていただいております。令和5年度第3回高知市高齢者保健福祉計画推進協議会次第。令和5年度第3回高知市高齢者保健福祉計画推進協議会資料。それから別紙資料1高知市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(令和6~8年度)素案。それから、本日机上配布しております令和5年度第3回高知市高齢者保健福祉計画推進協議会報告・協議事項に関する質問意見書。以上が本日の資料となっております。お手元に資料が足りない方はいらっしゃいませんか。

それでは令和5年度第3回高知市高齢者保健福祉計画推進協議会資料の1ページをご覧ください。委員名簿の3番植田(一)委員、4番宮川委員、20番藤田委員からはご欠席の連絡を頂いています。

続きまして2ページをご覧ください。今回の協議会は高知市高齢者保健福祉計画及び高知市介護保険事業計画の推進に当たり、高知市高齢者保健福祉計画推進協議会条例第2条の規定に基づく協議をしていただくために開催するものです。本日は高知市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(令和6~8年度)の素案について、ご説明させていただく予定としております。

この推進協議会は情報公開の対象となっておりますので、議事録を作成する関係上、ご発言の際には、まずお名前をおっしゃっていただき、その後ご発言をお願いいたします。また録音の関係上、必ずマイクを通してご発言をお願いいたします。それではここからは安田会長に進行をお願いし、議事に入りたいと思います。安田会長よろしく願いいたします。

(安田会長)

それでは、ここからの進行を、会長を務めております高知大学安田のほうで進めさせていただきます。本日は報告・協議事項が1つあるということですが、その内容が素案に関するものですので量が多いですが、高知市高齢者保健福祉計画(令和6~8年度)の素案について、第1章から第5章まで成っているそうなんですけれども、まず最初に5つの章を通してですね。事務局の担当課の方から必要事項の説明がございまして、その後皆様に自由に

ご発言いただく時間を1時間強取りたいと考えております。それではまず事務局からの説明ですね。順番に進めてください。お願いします。

(地域共生社会推進課 島崎課長)

高知市地域共生社会推進課の島崎と申します。よろしくお願ひいたします。座って失礼いたします。私からは別紙資料1計画素案の第3章までご説明をさせていただきます。まず目次のほうをご覧くださいませでしょうか。素案の構成につきましては現計画と同じ構成となっております。新たに追加した項目といたしまして、第2章第1節高齢者の状況のところの4認知症高齢者の推計を追加しております。また、第2章第3節アンケート調査についてのところの3在宅療養・ACP(人生会議)に関する調査、また5の法人対象調査を追加をさせていただきます。また第5章第9期介護保険事業計画につきましては、本日は第9期計画で整備するサービスについてのみ記載をさせていただきます。これ以外の内容につきましては、次回第4回の高齢者保健福祉計画推進協議会にて報告、協議をいただく予定となっております。それでは素案の内容に関しましてご説明させていただきます。

1ページのほうをご覧ください。まず第1章第1節計画策定の趣旨ですけれども、本計画は本市における高齢者保健福祉に関する総合的な計画を定めるもので、本市の高齢者の現状を踏まえた上で、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるよう、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図るために策定し、新たな施策を推進していくものとなっております。次に第2節計画の位置付けですけれども、本計画の法的位置付けはそれぞれ老人福祉法と介護保険法に基づき策定をするものとなっております。また1ページの一番最後の行に記載をしておりますとおり、介護保険計画につきましては、高齢者保健福祉計画に内包するものとして位置付けまして一体的に策定をしております。

次に5ページのほうをご覧ください。第3節日常生活圏域につきましてですが、第8期策定時に地域包括支援センターの14区域を日常生活圏域として見直しをしております、第9期も同じ日常生活圏域として設定をいたします。また東部、西部、南部、北部の4つのブロックとしております。

続きまして第2章7ページのほうをご覧ください。第1節高齢者の状況。1高齢者人口の推移ですけれども、下の表にお示ししておりますとおり本市の人口は減少を続ける中で、後期高齢者である75歳以上の人口が令和12年度まで増え続け、一旦減少に転じた後令和32年度には再び増加に転じることが予想されております。また中核市平均より若干高い数値で推移しております、本市の高齢化率は令和12年度には33.3%。また令和32年度には45.4%になる見込みとなっております。8ページ、9ページにはそれぞれ人口推移のグラフを載せておまして10ページ、11ページには日常生活圏域ごとの人口と高齢化率の推移を載せさせていただきます。

続きまして12ページ、世帯構成の推移についてご説明させていただきます。こちらは総務省国勢調査を元にしたデータによるものですが、本市の高齢独居世帯と高齢夫婦

世帯の数は増加傾向にあります。特に高齢独居世帯割合は中核市平均より高くなっており
ます。また文中に平成2年度と記載しておりますが、正しくは平成29年度ですけれども平
成29年度には15%に達しております。

続きまして13ページ3要介護（要支援）認定者の推移です。本市の要介護（要支援）認
定者数及び認定率は増加傾向にあります。令和17年度にピークを迎えた後減少に転じる
ことが予想されております。また第9期中の認定率は約21%で推移しております。枠囲み
で少し太く囲んでいる所です。また下のグラフにあるとおり中核市平均より若干高い状態
が続いております。

次に14ページをご覧ください。認知症高齢者の推計ですが、本市の認知症高齢者は令和
12年度に5人に1人となることが予想されておまして、令和17年度にピークを迎えた後
減少に転じることを予測されております。次に第2節、第3節につきましてはこれまでの協
議会にて報告をさせていただいた内容ですので、説明は割愛をさせていただきます。次に少
し飛びますが55ページのほうをご覧ください。第3章第1節各施策からの実績からの課題
ですけれども現計画の基本目標ごとに課題を記載させていただいております。こちらもこ
れまでの報告をまとめた内容となっておりますので、説明のほうは割愛をさせていただきます。

次に58ページをご覧ください。第2節施策の方向性ですけれども、各施策の実績から見
えてきた課題を踏まえ、これまでの取組を継続・充実させながら第9期計画の取組を推進し
ていきます。下の地域共生社会の実現に向けた取組の4段落目以降を少し説明させていた
だきます。

現計画期間中には新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地域における活動の自粛等
から地域における活動の中止や縮小、再開の目途が立たないところもあることから地域に
おける活動の活性化を継続的に支援していく必要があります。また全国的に認知症の人が
増加することが予想されておまして令和5年6月には共生社会の実現を推進するための
認知症基本法が成立をいたしました。これを踏まえまして認知症になってもできる限り住
み慣れた地域で尊厳を保ち、希望を持って暮らし続けられるために、市民への認知症に関す
る啓発や意思決定支援、地域で見守り支援をする体制づくりを進めていくことが必要とな
っております。また医療や介護の両方を必要とする高齢者等も増えてくることが予想され
ておりますので、人生の最期まで本人の望む自分らしい暮らしの実現に向けて本人の望む
生活や医療、ケアなどについて家族や支援者等と話し合い共有していくことができるよう、
ACP（人生会議）を普及するとともに、医療と介護が連携した支援体制づくりを進めてい
く必要があります。また、判断能力が低下した場合でも本人の権利が守られるよう権利擁護
のための支援を進めて参ります。複合化・複雑化した課題を抱える高齢者が増加しているた
め、包括的に支援する体制づくりにより一層取り組み、誰一人取り残さない適切な支援につ
なげていきます。今後介護ニーズがますます高まる反面、生産年齢人口の減少により介護人
材の確保が大きな課題となることが考えられるため、介護保険サービスの提供体制の維持

について検討していきます。これらの取組を推進することにより地域包括ケアシステムを深化・推進し、地域共生社会の実現をめざします。

続きまして第3節計画の理念について説明をさせていただきます。基本理念につきましては現計画に引き続きまして、「ちいきぐるみの支え合いづくり」としております。内容につきましては、家族関係の変化や雇用などの環境の変化、地域コミュニティの衰退等、地域の福祉力の低下が指摘される中、今後高齢化の進展により十分な支援者の確保が難しくなることも想定をされております。さらに公的制度による支援のみでは支えきれない社会的孤立等の課題も複雑、多様化しておりますので、このような状況に対応するためには自助、共助の取組を推進する仕組みづくりが重要となるほか、これらを支える公助の取組も重要となります。今後市民一人ひとり、町内会や自治会、ボランティア団体、NPO、社会福祉協議会や社会福祉法人等がそれぞれの役割を持ち、連携することで地域社会を元気にしていく活動を推進することが不可欠です。本計画ではこれらの状況を踏まえ、現計画に引き続き「ちいきぐるみの支え合いづくり」を理念とし、高齢者福祉を推進します。

次に第4節計画の目標ですけれども、現計画と同じく5つの基本目標を掲げております。基本目標につきましては第4章のほうで詳細の取組をご説明させていただきますので、こちらでは説明は割愛させていただきます。私からは以上です。

(地域共生社会推進課 大黒主任)

引き続き、第4章を説明させていただきます。地域共生社会推進課の大黒です。着座にて失礼いたします。63ページをご覧ください。高齢者保健福祉計画の施策全体の指標・目標といたしまして、現計画でも掲げております65歳の平均自立期間と、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で実施しております、高齢者の自覚的健康感が「とても良い」「まあ良い」の割合をそれぞれ次期計画でも指標に掲げまして、取組を進めて参りたいと考えています。65歳の平均自立期間につきましては令和3年は男性17.68年、女性は21.89年となっております。令和7年第9期の目標として、男性18.27年、女性は22.19年をめざしたいと考えております。また高齢者の自覚的健康感が「とても良い」「まあ良い」の割合につきましては、今年度のニーズ調査では74.9%でしたので、現計画で目標にしております78%を次期計画でも引き続き目標に掲げ、取組を進めて参りたいと考えております。

64ページをご覧ください。こちらは前回の協議会でもご協議いただきました施策体系を記載をさせていただいております。ここにつきましては特に前回の協議会以降変更はございません。65ページ以降、基本目標1を記載をしております。少し主な新規の事業などを中心にご説明をさせていただきたいと思っておりますので66ページをお開きください。健康づくり・介護予防の推進につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための自粛期間が長期化したことによる影響が一番大きかった部分になっております。そのため事業等内容にも記載がありますけれども2番目の事業、百歳体操を継続できる仕組みづくりにつきましては、またリハビリ専門職等のインストラクターの方にもご協力をいただいて、体操会場

での定期的な支援などに取り組んでいきたいと考えております。また NPO などと連携をして、交流会などサポーターさん同士の情報交換や連携にも取組を進めていきたいと考えています。

67 ページをご覧ください。一人ひとりの健康行動の推進につきましては、引き続き継続して取組を進めていきたいと考えています。最初に記載があります、健康講座による啓発の中では、壮年期における生活習慣病予防の取組を進めるとともに高齢者特有の健康課題に対応した啓発を実施をしていくように考えておりまして、正しい健康情報を選択し行動することができるよう、ナッジ理論を活用した効果的な情報提供や、地域や関係機関と連携した取組を進めて参りたいと考えています。これらの取組に基づきまして、指標・目標につきましても、68 ページに記載があります指標を掲げ、取組を進めて参りたいと考えています。

69 ページにつきましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施のイメージ図になります。本日机上配布させていただいております北代委員からの質問・意見書の1 ページ目の一番下にご質問、ご意見を頂いておりますけれども、こちらのタイトルが健康づくりの推進から地域共生社会を目指した取組と記載がありますけれども、北代委員のご指摘のとおり介護予防を追加をして記載をしていきたいと思っておりますので、次の素案の時には修正をさせていただきたいと思っております。ご意見ありがとうございました。

70 ページには1-2 生活支援のサービスの充実を記載をさせていただいております、地域包括支援センターに配置をしております生活支援コーディネーターを中心に多様な主体が参画して、情報共有やネットワークの構築、連携強化をめざす場であります協議体の取組を進めて参りたいと考えています。事業等内容の中に拡充ということで、第一層協議体の開催と第二層協議体の設置、開催と記載をしております。第一層協議体につきましては市全体を対象範囲として行う協議の場となっております、認知症高齢者が行方不明になった場合の対応策などを協議していく予定となっております。第二層協議体につきましては、14 ある地域包括支援センターの担当圏域を対象範囲としておりまして、地域の課題に応じた協議を進めていきたいと考えております。またそれ以外の訪問型・通所型サービスAやBの指標、そして訪問型サービスCの事業につきましても引き続き取組を進め、訪問型サービスC事業の支援状況などによって必要性がある場合には通所型サービスC事業における短期集中的支援の実施について検討していきたいと考えております。総合事業の概要につきましては71 ページの下段に表を記載しておりますのでご参照ください。

73 ページには1-3 市民が主体となる地域活動の推進を記載しております。こちらは住民主体の支え合い活動の推進と高齢者の社会参加の促進に取り組む事項となっております、高齢者の社会参加の促進の2つ目の事業等内容、こうち笑顔マイレージボランティア活動につきまして、今後多様なボランティア活動に対してポイントを付与することで、参加意欲を促したり、社会参加と住民主体の互助活動を促進をしていきたいと考えています。また民間企業などや高知県とも連携をしてポイント付与の対象なども検討していきたいと考えています。こちらの指標・目標につきましては現計画に引き続き、地域でのボランティアの

参加割合を掲げて取組を進めていきたいと考えています。

75 ページからは基本目標 2 安心して暮らし続けられる施策について記載をしております。

76 ページの、ひとりになっても安心して暮らし続けられる支援としまして、食生活の支援と一人暮らしの支援につきましては引き続き現計画の取組を進めていきたいと考えています。

78 ページからは認知症になっても安心して暮らし続けられる支援として、認知症に関する取組を記載をしています。こちらは新たな取組や拡充する取組が複数ございまして、事業等内容の 3 つ目、認知症ケアパスの普及促進により促進をしていきたいと考えていますのと、79 ページの上に【新規】認知症当事者による本人発信支援とございますが、認知症の人の視点に立った情報発信をすることで認知症になっても希望を持って暮らし続けられる地域づくりをめざし、ピアサポーター活動等についても支援をしていきたいと考えています。また、認知症の人と家族の支援としまして、これまでの取組に加えて 4 つ目に記載をしています、認知症の人と家族への一体的支援事業に取り組むことを考えておりまして、認知症の人と家族を一つの単位として一体的に支援することで家族関係の再構築につなげる、そして他の家族との出会いから関係性の在り方に気づきを得ることができるこのプログラム（ミーティングセンター）の立ち上げや運営の支援に取り組みたいと考えております。また認知症の人を支えるネットワークの拡充というところで、認知症カフェなどの場づくりの推進に加えまして、80 ページの上段から記載をしております、チームオレンジの形成や、認知症の人や家族を支援する SOS ネットワーク体制の充実、希望を叶えるヘルプカードの利用促進などに取り組みまして、認知症の人を支える地域でのネットワークの拡充に取り組んでいきたいと考えています。また 82 ページ A3 のカラー刷りのものになりますけれども、こちらは高知市の認知症支援体制のイメージを一枚にしたものになっておりますので、またご参照いただければと思います。

83 ページは重度の要介護状態になっても安心して暮らし続けられる支援として、医療と介護の両方が必要な状態になっても、人生の最期まで、本人が望む自分らしい暮らしを安心して続けられるための ACP の普及啓発でありますとか、医療や介護の関係者が連携して切れ目なく医療と介護を提供して在宅を支えていく取組を記載をしております。こちらは引き続きの事業が多くなっておりますけれども、事業等内容の 5 つ目に【拡充】在宅医療・介護連携の仕組みづくりと記載がございますが、介護が必要な人の情報を入退院時に互いに引き継いで共有するための引継ぎルールにつきましては、平成 29 年度から取組を進めておりますけれども、より日常の療養場面ですとか、急変時、看取りの時の場面に応じて、医療と介護をスムーズに連携できる仕組みについて検討して参りたいと考えています。また市民への啓発につきましても、ACP を含めて、在宅療養に関する啓発をライフステージに応じた形なども検討しながら進めて参りたいと考えています。そのため、84 ページの指標・目標に掲げております、今回初めて ACP に関する調査をさせていただきましたので、指標・目標に、ACP に関する項目と在宅、自宅や施設での最期を希望する人のうち希望する場所での

最期を「実現できる」と思う人の割合についても掲げさせていただきました。

85 ページは安心して暮らし続けられるための権利を守る支援というところで、新規事業としましては、事業等内容の権利擁護の利用促進の4つ目、意思決定の普及促進の部分となっています。加齢による衰えや認知症などによる判断能力低下があっても望む生活の実現のために、健康な時点で将来のことを考えて共有しておくための意思決定支援を普及促進していくということに取り組んでいきたいと考えています。

88 ページは2-5災害時等でも安心して暮らし続けられる支援というところで災害に関することですか、新型コロナウイルス感染症を含めた感染症対策の啓発について、引き続き取組をしていきたいと考えております。

90 ページからは基本目標3住み慣れた地域で暮らし続けられる、住環境や公共交通などに関する施策になります。91 ページから記載をさせていただいています。また住まいのことにしましては91 ページ、92 ページに記載をして引き続き取り組むということと、93 ページの暮らしの中で受けられる介護サービスの充実につきましては、サービスの整備に関する事項を記載をさせていただいています。

94 ページ、公共空間や交通のバリアフリー化に関しまして関係部署の取組を記載をさせていただいています。

96 ページからは基本目標4介護や看護に従事する人たちが誇りとやりがいをもって働き続けられる取組について記載をしております。97 ページからは事業所の質の向上になっています。事業所の質の向上の中でもケアマネジメント力の向上ということで新規や拡充の事業を多く取り入れております。これまで協議会の中でも報告させていただいた介護支援専門員のキャリアアップに関するキャリアラダーモデルを作成をしておりますので、その活用について普及促進をしていきたいと考えています。またケアマネジメント研修の開催や研修の体系化を行って取組を進めていきたいと考えております。またアセスメントの方法を統一するなどすることによって、ケアマネジメントの実践とケアプランの作成に必要な情報収集と課題分析を効率よく行うことができるようにするために、アセスメントツールなどを共通のものを作成をしておりますので、その活用を普及促進をして、介護支援専門員のアセスメント力の向上に取り組んでいきたいと考えています。その他施設ケアの資質向上等につきましても、引き続き取組を進めていきたいと考えています。

4-2は事業所の職場環境の改善支援に関することになりまして、現在、介護保険課や基幹型地域包括支援センターが参加をしまして協議を進めております。事業等内容の介護人材確保に向けた取組の2つ目になりますけれども、新たな取組として高知県や近隣市町との介護人材確保等についての連携を掲げております。またこちらは連携をして取り組んできたいと考えておりますので記載をしております。その他こうち介護カフェ事業等には引き続き取組を進めていきたいと考えています。

最後、基本目標5に関しましては101 ページから記載をしております。保険者によるマネジメント機能の強化・推進として多様なサービスを効果的に受けられるための取組を記

載をしています。

102 ページには多様な主体との考え方や方向性の共有のための取組を記載しておりまして、第2回目の協議会の時に計画の概要案でお示しをさせていただいた5-2に記載をしております地域共生社会の実現に関する内容につきましては、庁内で検討して再整理をした上で5-1のほうに記載をさせていただいています。地域共生社会の実現として重層的支援体制整備事業を引き続き実施をしていくということと、自立支援の理解促進というところで、自立支援や介護予防の理解促進にさらに取組を進めていきたいと考えています。

104 ページは地域包括支援センターの機能強化に関する内容を記載をしております、令和5年度から各地域包括支援センターに生活支援コーディネーターと介護支援専門員を配置できることとしております。この活動の強化のために各地域包括支援センターへ専従の生活支援コーディネーターと介護支援専門員の配置を進めて体制の強化を図っていきたいと考えています。

最後5-3地域分析に基づく保険者機能の強化というところで、地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保の観点から介護保険施策を推進する保険者自らが地域をマネジメントする機能の強化が求められていることから、介護給付等に関する費用にかかる適正化事業の実施などに取り組んでおります。現計画を引き続き取り組む内容になっておりますけれども、以前は住宅改修や福祉用具の購入・貸与に関する点検が項目としてあったんですけれども、ケアプラン点検等の実施の中でここを踏まえて充実をさせていくことと国から示されておりますので、ケアプラン等の点検の中に住宅改修や福祉用具の購入・貸与についても記載をして取り組んでいく内容と見直しをさせていただいています。その他は引き続き取り組んでいく内容となっております。私から第4章の説明は以上になります。

(介護保険課 戸田係長)

続きまして第5章の説明に入ります。介護保険課戸田でございます。着座で失礼いたします。第5章は、先ほど説明申し上げましたとおり、第9期の計画で整備するサービスについてのみご説明申し上げます。その他の第5章の内容につきましては、次回の推進協議会でご報告申し上げます予定でございます。

109 ページをお願いいたします。第9期の介護保険事業計画で整備するサービスについて記載してございます。整備する内容につきましては大きく2つございまして(1)の地域密着型サービスの整備とそれから(2)の施設サービス等の整備ということで大きく2つに分かれてございます。

まず(1)の地域密着型サービスの整備につきましてご説明申し上げます。前回ご報告を申し上げましたケアマネジャーの調査等ですね。地域密着型サービスの中で特にニーズが高かった①の定期巡回・随時対応型訪問介護看護を1事業所整備ということと、それからこちらにもニーズが高かった認知症対応型共同生活介護、グループホームのことでござい

すけれども、これも2事業所を整備するという計画になってございます。年度ごとの整備の予定につきましては一番下のほうにございます、第9期年度別施設整備計画のほうをご覧ください。向かって上の密着と書かれているところの定期巡回型のサービスにつきましては、令和7年度に1事業所、それからグループホームにつきましては令和7年度と8年度にそれぞれ1事業所ずつ整備する計画でございます。

続きまして(2)の施設サービス等の整備です。これもニーズの調査希望が高かった、まずショートステイ、短期入所生活介護につきましては、下の表でいきますと令和7年度に20床、それから特定施設入居者生活介護、既存施設からの転換のみということで8期はですね。新規で60床の整備がございましたけれども、次期は転換のみということで合計300床。年度別でいきますと令和6年度に200床、それから令和7年度に100床ということで整備をめざしていく予定でございます。どのサービスにつきましてもですね。前回報告を申し上げましたとおり、その整備の実現可能性を高める趣旨でこれまで設けておりました、東西南北のブロックの要件を撤廃してございます。どのサービスにつきましても圏域、ブロックを問わず整備を募集するというところに、計画としてなっております。以上です。ありがとうございました。

(安田会長)

事務局の説明は以上です。今第1章から第5章、まだ出してない、5章は施設サービスの一部についてだけの議事の進め方でしたが。北代委員のほうからの机上配布で、事前にこの素案をご覧になってご質問とかご提案があったことについて、一応事務局の方で説明していただきたいですが、対応方針とか。

(健康増進課 小藤課長)

健康増進課の小藤です。今回ご質問いただきましたものについてご回答させていただきます。まず66ページということで高齢者にとって健康づくり、介護予防の目安を教えてくださいといった質問ですけれども、これはいきいき健康チャレンジの目標のひとつである日常生活における歩数6千歩を一つの目安というふうに考えています。これは北代委員がご紹介していただいております朝日新聞デジタルの記事のほうにありますけれども、ここの第4段落目。歩行やそれぞれ同程度の歩数について成人が1日60分以上、高齢者は1日40分、1日6千歩以上というところで、こちらの方にマッチしたものになっております。

続きまして67ページのナッジ理論を活用した効果的な情報提供の具体例を教えてくださいとなっております。こちらにつきましてはナッジ理論を活用した取組としましては、がん検診や女性検診の検診受診、精密検査の受診勧奨の案内で市民の方に、実施に向けた行動を起こしやすいように、シンプルに行動方法を提示するなどしております。またいきいき健康チャレンジにおきましては決めた目標を毎日記録ノートに記録しながら取組を進めるということで、毎日の記録でございますので、○×が付けやすいように案内線をつけることや記

録の継続を応援するコメントを追加するなどの工夫をしているところでございます。

続きまして高知家健康パスポートのほうは 67 ページですね。質問といたしましては高知家健康パスポートのアプリ導入の支援や研修の計画がありますかという質問でございますけれども、高知家健康パスポートアプリの導入支援につきましては県のほうがコールセンターを設けておりまして、お電話での相談は可能となっております。また実施主体であります高知県におきましては携帯販売店に協力を依頼し、導入支援を実施していると聞いております。高知市といたしましては研修の予定はしておりませんが、健康増進課の窓口やイベント時にアプリの取り扱い、取得について随時支援するなどの対応をさせていただいております。

最後に質問といたしましては、高知市いきいき健康チャレンジ応援事業の拡充というふうでございます。こちら具体的にひざ痛・股関節痛・腰痛の柔軟体操もということで提案がありましたけれども、ちょっとこういった痛みを伴っているときについてはですね。やはりまず治療のほう病院等で行っていただくということになるかと思っておりますけれども、確かに北代委員がおっしゃっていただいている、その手前に出ていますプラス5分ストレッチ・プラス5分ウォーキング・プラス5分筋力トレーニングというのは、コロナでステイホームの時に簡単に運動ができるということで始めたものでございますけれども、ちょっと内容がそのままになっております。ずっと同じものでありますと飽きが来るということもあろうかと思っておりますので、今後予算の兼ね合いもありますけれども、そういったものをまたリニューアルするということも考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

(基幹型地域包括支援センター 関田所長)

引き続きましてですね。基幹型地域包括支援センターの方から 66 ページの介護予防の推進のところの筋力トレーニングの領域で少し回答させていただきます。いきいき百歳体操になりますけれども、こちらのほうにつきましては筋力トレーニングというところで1つ運動習得になっておりますけれども、これを回復期にどのような強度のトレーニングするかと、どのような間隔でやれば効果的かというところを検討をしております。強度につきましてはですね。最大負荷量の何十%かというところまで検討しております。負荷量が高ければ高いほど一定の効果は期待できるものの、やはり障害の危険性も高いといったところになっておりますので、いきいき百歳体操につきましては、負荷量最大4まで、大体 60%を目安として、1回の負荷としては、60%程度ですけれども、回数こなすということで筋力をアップしていくというところで検討されております。また間隔につきましてはですね。トレーニングすることにより筋力破壊が起きまして超回復というところで筋肉がついていくと考えられておりますけれども、間隔が短すぎますとですね。疲労蓄積、筋力低下につながりますし、間隔を開けすぎますとですね。筋肉が増加せず変わらずといった形になってきますので、高齢者では週に2回程度が適当ではないかというところで、いきいき百歳体操につきましてもですね。推奨としましては週2回ということで推奨させていただい

ているといったような状況でございます。基幹型からは以上になります。

(安田会長)

机上配布しておりました北代委員からの事前のご質問について、事務局のほうで現在の素案で対応できている、対応できていない含めてですね、ご回答いただきましたが、北代委員何か追加でご質問等あれば、ご発言いただけますが。

(北代委員)

どうもご回答ありがとうございました。委員の北代です。ちょうど私自体がですね。もう75歳近くになっておまして、足腰に痛みがあるというようなことも出てきて、やっぱり困っているような状況もあります。それと、69ページですね。ここにイメージ図という形で作っていただいたんですけど、現在の私は多少の生活習慣病で投薬も受けております。ただ要介護の認定は受けていないということで、この人員の数でだけで見ますとですね。令和5年で65歳以上の人口が9万7千人。そのうちの要支援・要介護受けている方が約2万人。引き算しますと7万7千人。ここで書いてあるとおり全体の80%が介護認定受けていない高齢者になるわけですね。じゃあこういう人たちがやはりどういう形で、もう少し健康に気をつけて、あるいは保っていったらいいかということがもっと具体的に何らかの方法がないもんかというふうに思って、今回提案させていただいたのが厚生労働省の専門家検討会。こちらのほうの回答を参考に私自体はこれをやっています。歩行を1日40分、6千歩以上。計画は7千歩でやっています。あとは百歳体操も週1回やったり、他にYouTube等も視聴してやっています。こういう形で、もう少しどういう形でやっていったらもっと健康が保てるかということ、これをですね、他のことではいろんなことで非常にカラー刷りで作っていただいたんですけど、この7万7千人の人たちがどういうことをやっていったらいいかということをもっと具体的にですね。一つのモデルプラン。これを提示していただけたらと思って、特に今回質問という形で提案させていただいた次第でございます。以上です。

(安田会長)

今補足で北代委員からご説明がありましたけど、事務局で対応方針について、何か補足ありますか。よろしいでしょうか。ご要望として伺っておくということでもよろしいでしょうか。

それではいろいろな取組については、計画そのものはやっぱりあまり細かいことは計画書に書けないところがあると思いますので、事例集でありますとかいったものを充実させるとかして、市民向けに情報発信する仕組みをまた考えていただけたらと思いますが、計画そのものは細かいことは横に置いて大きな方向性を示すものだと思いますので。

そうしましたら他の委員の方で事務局から説明がありましたこの素案について、何かご意見、ご質問等ございますか。1時間程度、時間は取れるんですが。どの部分でもよろしいですが、いかがでしょうか。

私が説明聞きながら新規事業関係でちょっと確認したいことがあるんですが。3点か4点あるんですが、まず1点目ですけれども79ページですね。認知症高齢者に対する事業で新規事業として認知症当事者による本人発信支援という項目が上がっておりまして、これは新しい事業として取り上げないといけないというもんだというの理解しているんですが、ここに書いてある本人発信支援ということと本人ミーティングということが、その本人の発信支援にどうつながるのかが、ちょっと分からないんですけれども、本人ミーティングってというのがどういうもので、これに参加していただくことがその本人の発信支援とどうつながるといふふうに整理しておられるんですかね。

(基幹型地域包括支援センター 田部係長)

はい。基幹型地域包括支援センターの田部といいます。本人発信支援、本人ミーティングに取り組むというところは今現在全くできてはないんですけれども、本人ミーティングに取り組んでいくことで、そういった本人が発信支援をする機会を作っていきたいというところで、本人同士が話し合いを重ねるごとに自分で発信する力をつけていけたらということ、ここで書かせていただいています。今現在ミーティングセンターで家族との一体的支援では家族と一体的な取組というものを10月から開始しておりますけれども、その中で本人さんが少しずつ自分で何か話していきたいというようなお話にもなっておりますので、そういったところを支援しながら本人ミーティングにつなげていき、そこから本人発信支援へつなげていきたいというふうに考えております。

(安田会長)

分かりました。これは本人ミーティングとか本人発信支援というものは、これから実績を積み上げていくものと思いますが、これ対象者はどうやって把握しているんですかね。やっぱり手を挙げてくださる方でないと思えないと思えないと思うんですが。どうやって把握してるんですか。

(基幹型地域包括支援センター 田部係長)

はい、ご質問ありがとうございます。基幹型地域包括支援センターの田部です。今現在は医療機関、認知症の専門医のドクターですとか、認知症の若年性認知症コーディネーターというものが県の委託事業で高知大学医学部附属病院のほうに配置されてる職員がおりますけれども、そこからケースの方をつないでいただいているという状況です。

(安田会長)

介護認定を受けてるとかそういうこととは無関係なわけですね。

(基幹型地域包括支援センター 田部係長)

はい。介護認定の有無に関係なく、初期の段階、診断直後の段階からの人もいますし、なかなかサービスにつながらない方々で、本人のつながりとかピアサポートとか、そういったことが必要な方についてはそういった認知症の初期集中支援チームであったりとか、あと若年性認知症コーディネーター、専門医なんかと連携しながら支援に取り組んでいきたいと思っております。

(安田会長)

はい、分かりました。2点目なんですけど、84 ページですけども、この ACP に関するトピックですけどもこの指標の中で自宅、施設での最期を希望する人のうち希望する場所での最期を実現できると思う人の割合とかの具体的な指標になっていますが、これは介護保険事業計画を作る前にやるアンケートの中にこういう質問が入っているので、現状値とか目標が達成できるとかできなかったとかというのが、評価できる場所なんですかね。それについて調査に入りましたかね。

(地域共生社会推進課 大黒主任)

はい。地域共生社会推進課の大黒です。ACP に関する割合と、あと実現できると思う人の割合につきましては介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の中で、今回取らせていただいた項目の中から抽出できる数値になっております。

(安田会長)

はい、分かりました。あとですね。100 ページにある介護人材の確保のところ、今期の計画では挙がってるものをあまり気づいてなかったかもしれませんが、指標のところ、相談の場の実施回数とか挙げておられますが、相談の場というのはイメージ図、その上の参考図ではこういうものだということを書いておられるんですが、相談の場というのは何をもって相談の場とするかという定義みたいなものは作っておられるんですかね。その 99 ページの事業の説明を見るとどれが相談の場にあたるのかがうまくつながらなかったんですが。市が呼び掛けてやる年に何回かの会を数えているのか、そういう定義があるんですか、それともこれから作るんですか。

(介護保険課 戸田係長)

介護保険課戸田でございます。ご質問ありがとうございます。ここに書かせていただいている相談の場につきましてはですね、平成 30 年度から事業として開始してございます、99 ページにもありますこうち介護カフェの開催のことをさしてございます。令和 5 年度につきましては介護カフェを 2 回開催できて、延べ参加者数が 241 名ということで記載をさせていただきます。

(安田会長)

なるほど。そうすると指標のところにはわざわざ相談の場という違う言葉を使ってこうち介護カフェという言葉が使われないのは、これはどうしてなんですかね。計画書読む人はこうち介護カフェのことならこうち介護カフェの実施回数とか参加者数とか書いてもらった方が理解しやすいです。どうしてですか。

(介護保険課 戸田係長)

分かりました。介護保険課戸田でございます。この相談の場と書かしていただいた経過でございますけれども、平成30年度に初めて介護カフェを開催をするにあたって、どういう趣旨の場ってところがちょっと分かりにくい経過もございましたので、敢えて相談の場というような書き方をして、現在に至っているというところでございますが、ご指摘いただきましたようにちょっと何のことを指しているのかというのが、分かりにくい部分ございますので、またちょっと表現は検討したいと思っております。ご質問ありがとうございます。

(安田会長)

他の委員の方いかがでしょうか。どんなことでもご発言していただき、じゃあ楠木委員どうぞ。

(楠木委員)

すいません、認知症の人と家族の会の楠木です。いろいろ拝見させていただいたんですが、実は私、県の認知症施策推進会議の方にも関わらせてもらっているんですが、内容いろいろ拝見するとやっぱり同じような内容とかいっぱい出てくるんですね。当然同じものを見ていく上で、同じような対策、同じような課題が出てくるのは当然のことだと思うんですけども、そういった内容っていうのが、県と市のほうとでお互いに連携を取った上できちっと進められているのかどうかということの確認をさせていただきたいと思うんです。っていうのはやっぱりそれぞれが同時に同じことを全然横でつながらずやってしまうものすごく効率が悪いですし、かと言って、それぞれがお互いに相談しながら、お互いに助け合いながらやっていく事業もあると思うんで、そういったものっていうのは、この部分は連携してやっている事業ですとか、この部分は県のほうではなくて市独自でやっていることなんでしょうとか、そういったことで分かる形を出していただいたらより良いんじゃないかなという。県には県にしかできないこと、市には市にしかできないことというのがあると思えますんで、そういうことをちょっと感じた次第です。

(基幹型地域包括支援センター 田部係長)

ありがとうございます。高知市基幹型地域包括支援センターの田部といいます。高知県と

は連携をここ数年強化してやっております、認知症に関する研修会なんかは今まで高知県がやるものと市がやるものが重複して行っているような状況もありましたので、そういったところを一定整理をして共催で行わせていただいていることであつたりとか、あと事業に関しましても県のほうと施策を協議しながら内容を詰めてやらせていただいたりとか、SOS ネットワークにつきましては高知市だけではなく、やっぱり市外に出ってしまったときに行方不明になった方を見つけるということも必要かと思しますので、今年度も認知症になっても安心して外出できる街を考える会の中では県のほうにオブザーバーとして参加していただいたりとかいうことで県と連携してやらせていただいているところが多々あるかと思えます。県の協議会のほうにも委員としてこちらも基幹型の職員と一緒に参加させていただいておりますので、そういったところでも情報共有をしながら取り組んでいるかなというふうに思っております。ありがとうございました。

(安田会長)

はい。よろしいでしょうか。その他はいかがでしょうか。

(公文委員)

高知市民生委員児童委員協議会連合会の公文と申します。ちょっと2点ほどお聞きしたいことがあります。

まず、先ほどの認知症の件なんです、実際自分が認知症とか、家族のどなたかが認知症ということは、案外近所の方もですね、知らないケースが多くて。例えばその広島県の呉のある地区なんかでは、例えばお母さんが認知症で、ご本人は認知症ということは認めてないんですが、ご家族の方と医師の方からすればもう完全に認知症の方です。そういうことは近所の方がお互い情報を共有し、気を利かせてくれながら、認知症の母が外出しても近所の方が見守るといった体制がある程度できている所があります。そういう意味では自分たちも認知症にいつ発症するか分かりませんので、お互いさまの精神でやっているという。そういう所もありますんで、ちょっと参考にしていただければと思います。結局その特定の方だけがご存じで、近所の方とか周りの方が気付かないっていうケースが結構あると思います。市民の方がお互い支え合うことはいいんですが、実際どういう仕組みにすればいいのか。そこらあたりも市民に対する啓発ということも非常に大事ななという気がいたしました。

もう1点ですが、99 ページ以降に書いてますけれども、事業所の職場環境の改善とあります。この中でちょっと気になったのが介護従事者の方は辞める方が多く、そう考えたときに職場環境を具体的にどう改善するのかっていうことを、もう少し増やしてもいいのかなという気がしました。例えばデジタル化をいろんな面で進めていくということであればいろんな方法が今あるのですが、そういうのは高知市だけではなくて高知県として、県下ですすねどのように進めるかという、協議会みたいなのがあればいいかなという気がしましたので、ご検討いただければと思います。以上です。

(基幹型地域包括支援センター 関田所長)

基幹型の関田です。1点目は認知症の見守りの体制につきましては、82 ページのところにですね。A3のカラーの資料を付けさせていただいておりますけれども、一番下のところにですね。SOS ネットワークの案というのをございますけれども、行方不明になった際にですね。認知症サポーターの方とか企業で一定支援する形を考えておまして、まず認知症サポーターとしてご活躍頂きたいというかたちで、地域の住民の方といったところがございます。認知症サポーターになっていただくために一定認知症の知識を入れていただくというところで、講習会などを開催してそういったことを知っていただく。また、そういったことについて知っていただく中で、ご近所とかご家族の方にそういった方がいらっしゃる方について知っていただくでありますとか、情報をつなげていくということができていけばですね。一定見守りにつながっていくんじゃないかなというふうには考えておりますけれども。また先ほどご紹介いただいた先進的な事例を参考にさせていただきながらですね。こういった体制構築を考えていきたいというふうに思います。またそれについてはですね。左上に認知症になっても安心して外出できる街を考える会というところで関係機関の方、当事者の方でありますとか、先ほど話をしました高知県の方とも協議しながらやっていきたいというふうに考えておりますので、またよろしく願いいたします。

(公文委員)

ありがとうございます。なかなか大変だと思いますが、よろしく願いいたします。

(介護保険課 戸田係長)

2点目ご質問ご意見ありがとうございます。介護保険課の戸田でございます。4-2の事業所の職場環境の改善支援についてご意見頂きました。説明の中で少し触れましたけれども、99 ページのですね。真ん中のその介護人材の確保に向けた取組というところの2点目に新規として高知県及び近隣市町との介護人材の確保等についての連携というところを書かせていただいております。高知県の担当者をはじめですね。近隣の市町の自治体の介護人材に係る担当者に集まらせていただいて、今年度もうすでに3回連携の会を設けてございます。その連携の中で各自治体が持っている強みを活かしながら、大きな集まりの中で人材確保に向けた取組を具体的にどう進めていくかということを議論させていただいております。次回1月にまた来年のですね。4回目の開催をする予定で、4回目の開催の中で初めてちょっと具体的な取組に言及をしてですね。連携をした取組を進めていくような話になってきてございます。ご報告でございました。ありがとうございます。

(公文委員)

デジタル化につきましてはですね。例えばこういうのが徹底すれば職場のスタッフもで

すね。すぐに情報の共有化ができるわけですね。こういうお世話をしている方が今どんな状況かと、最近どんな状況かというのが分かりますんで、かえって今中国のほうがそのあたりの先進的なシステムが進んでいるというところがありまして、そういう意味では高知市単独ではなかなか厳しいと思いますんで、やはり国の支援を仰いだりでしょうが、とりあえず高知県としてですね、スタッフの方の負担軽減を少しでも図る。職場環境が改善すれば、やってもいいかなという方が出てくるかもしれませんが、結局今の状況ではなかなか厳しい。ですから、例えばそのいろんなセンサーなんかですね、設置するのに一定コストがかかりますんで、例えば、寝たきりの状態でも今どんな状況かというのが分かりますから、そういういろんな観点からデジタル化を進めていくということが、やっぱり一定スタッフの軽減につながるんじゃないかなとこう思いまして発言させていただきました。以上です。

(安田会長)

今、公文委員からも発言いただいた2点に関連して委員の方、ご質問とかございませんか。よろしいですか。認知症高齢者の身近な地域での見守りですとか、介護人材の確保に関する、高知市単独ではなかなか難しいことも含めた計画ですけれども、よろしいでしょうか。その他いかがですか。

(大畑委員)

高知県理学療法士協会の大畑です。前回の会議、ちょっと欠席させていただいたんで、前回出たのかも分からないんですが、第4節の介護や看護に従事する人たちの誇りやりがいというところのタイトルなんですけど、これは介護や看護ということで、介護士さんや看護師さんをさすという意味合いでのタイトルの括りなんでしょうか。もしくは介護分野というふうに括ればですね。看護師さん等いろんな従事者もここに入ってくるかと思うんで、並びとしては、介護や医療にというふうになると思うんですがいかがでしょうか。

(介護保険課 戸田係長)

すみません。介護保険課の戸田でございます。ご質問ありがとうございます。96ページのタイトルにつきましてはですね。計画にこの趣旨を掲げる時点で、あくまで介護サービス事業に従事する介護の職員さんとか、看護の職員さんとか、そういった意味付けでここに位置付けをしてございました。

(大畑委員)

そうすると介護全体の人材という位置付けなんですよ。そうすると介護や看護と並ぶんで、なんかちょっと違和感があったんですけども、それやったら介護に従事する人達で全部括れるのかなとは思ったのですが。

(介護保険課 戸田係長)

分かりました。介護職員だけではないというような趣旨もございましたので、看護と書いてきた次第でございます。

(安田会長)

よろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。

(池内委員)

社協の池内です。質問を1点お願いします。68 ページのいきいき百歳サポーター新規育成数の目標のところなんですけど、次期は3年間で180人というふうなことになっています。確か今の8期の方は360人で、実績が80人というふうなことになって、来期が減っているんですけど、これは66ページの方を見たら活動につながってない人がフォローアップをするとかいうふうなことが書いてありますが、もう人数的には充分足っていて、活動していない人をフォローアップしていく、そういったことで人数が減っていくというふうなことなんですか。

それともう1点ついでに、その66ページの下から2つ目のその説明の中にNPO法人等と連携して書いているんですけど、NPO法人って活動の目的とかがいろいろあると思うんですけども、例えばどういうふうなところをさしているのか説明できる範囲でお願いいたします。

(基幹型地域包括支援センター 田部係長)

はい、ご質問ありがとうございます。基幹型地域包括支援センターの田部といいます。いきいき百歳サポーター新規育成数について減少させている分につきましてですね。コロナ禍の中で定員数を40名から20名に一旦下げておまして、今の現状として20枠がいっぱいいっぱい、40名になりますとなかなか実技も踏まえた研修体系ですので、これまで少しそこに人員が、かなり労力が掛かっておりましたので、20名ぐらいがちょうど、育成するにはいいのかなと言うところと、あと今新規で立ち上げるっていうところが以前よりは少し減少傾向になりますので、そういったところで今の20名の定員数での年3回開催するっていういきいき百歳サポーターの新規育成数で9期からはしていこうというふうに考えておまして少し目標値が下がっております。

NPO法人に関しましてはNPOのいきいき百歳応援団っていうところが住民組織として立ち上がっておりますので、そういったところですか、あと年に一回いきいき百歳体操の全部の会場が一堂に会して交流をする大交流大会の実行委員なんかもNPO法人としてありますので、そういった団体と連携しながらこのいきいき百歳体操住民主体の活動というものを促進していきたいというふうに考えております。以上です。

(安田会長)

以上でしょうか。その他の委員の方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。中本委員。

(中本委員)

どうもこんばんは。医療ソーシャルワーカー協会の中本でございます。109ページの9期の事業計画の整備予定のところになります。質問です。必要なサービスが充足していけばというふうにももちろん考えているわけですが、よく介護事業所がですね、この長引いたコロナ禍と物価の高騰の関係もあって事業運営自体がマイナス収支で大変な状況でということが最近よく聞かれますよね。そんな中で人手不足もあり、物も高い中で新しい新規事業を立ち上げるっていうのを法人各位もなかなか大変だと思うんですけど。そこで例えばこう高知市が何かこう補助と言いますかですね。支援体制であったりとかそういったものが協力体制があるのかいうところが1点と。それと認知症対応型共同生活介護の整備について、2025年が1事業所で翌年も1事業所となっておりますが、これユニット数、制限が特にこれあるんでしょうかというところを教えてくださいたいと思います。お願いします。

(介護保険課 戸田係長)

介護保険課の戸田でございます。ご質問ありがとうございます。1点目ございました補助金のようなところですかね。一応、ハード面、ソフト面でその県のほうの補助金でありますとか、そういったところがございます。募集によらない指定も、例えばその定期巡回とか短期入所につきましては、応募しなくても指定基準さえ満たせば開設ができるんですけども、ここで募集したことによって選定された事業所の整備につきましては、一定その補助金がございますので、補助金の対象にするための選定でもあるというところがございます。なので整備計画に掲げて補助金を受けていただいて、整備をしやすくすると、そういう趣旨で位置付けを行っております。

それと2点目でございますけれどもグループホームにつきましては、令和3年度の介護報酬の改定の際に最大数3ユニットまでという整備が条件なしでできることになっております。ですのでこの令和7年度・8年度それぞれの1事業所ずつにつきましては最大で3ユニットまでというところで考えてございます。

(中本委員)

はい、ありがとうございます。

(安田会長)

よろしいでしょうか。109ページの整備計画の内容について、その他の委員の方よろしいでしょうか。認知症対応型共同生活介護の説明のところが出たんですかね。日常生活圏域のブロックを問わずに事業所を整備しますというふうに、今回そのブロックの縛りを取り払

うというご説明でしたけれども、これは事業所さんのほうにできるだけ手を上げていただくためにはそういう対応が必要だと思っただけなんですけど、利用者サイドから見ると、離れた所に作られてもというところがあるんですが、今一定数がある所にやっぱり手が上がっちゃって、足りない所にはできないということを放置することになるんじゃないかと思うんですが、その辺りの見通しはどうなんですか。

(介護保険課 戸田係長)

介護保険課の戸田でございます。ご質問ありがとうございます。8期におけるですね。グループホームの募集を3か年に渡って行ってございましたが、昨年度令和4年度につきましてはこれまでブロック東西南北で募集をしていた結果4年度につきましては応募がゼロであったというようなこともございます。それから昨今の物価高騰であったりコロナであったりというようなところで、なかなかその法人さんの体力もちょっと厳しくなってきたりかなというような状況があることと、それから東日本の震災があったような関係で津波のことがですね。大きく取り沙汰されるような状況になってございまして、なかなかその津波の影響が多いエリアにつきましては整備の声が上がってこないこととそれから津波の影響がほとんど無いような区域においてはですね。地価の高騰であったりとかそういったことによってなかなかこう現実的にこう整備が難しくなっているのかなというような状況がございまして。その状況に応じてですね。そのブロックを設定してしまうとますます整備の実現性が下がるのかなというようなところで、今回はそのブロックの要件を撤廃したというようなところになってございます。

(安田会長)

よくわかりました。よろしいでしょうか。はい。

私の方がいろいろ質問して申し訳ないんですが、特にいろいろ聞いて一番最初の方の目標ですね。自立期間の指標のところなんですけど、63ページに65歳の平均自立期間というのを男性と女性に分けて書かれておりますよね。令和3年に比べて令和7年、4年先ですが、女性の21.89年を22.19年。これを引き算すると0.2年ぐらいかな。0.2年ぐらいだと思うんですけど、それに比べて男性を17.68年から18.27年というのは結構伸びしろが大きいんですけど、男性で本当にこんなに伸ばせるのかなという気もするんですけど、これそもそもどうやって第9期の平均自立期間を設けようと設定したんですか。過去の伸びの延長線みたいなことでやっているんですかね。

(地域共生社会推進課 大黒主任)

地域共生社会推進課大黒です。ご質問ありがとうございます。65歳の平均自立期間につきましては国から出されております算出の表に基づいて算出してございまして、この第9期の目標の基準にしたのが令和2年の数値を基準にしております。例えば男性でございまして

と令和2年が17.77年ということで令和3年が17.68年で下がってしまいまして、令和2年から平均して0.1年伸びてきていますので、そこから0.1年伸ばした数値を目標設定としております。女性につきましては現計画の目標設定をしております数値を計画期間中に達成しておりますので、前後3年間の移動平均を見ても0.14年ほど女性の方は伸びております。この0.1~0.2年ずつ令和2年の移動平均21.69年に0.1ずつ伸ばしていく形で数値目標の設定をしておりますので、少し数値目標の設定につきましては今回非常に悩みながら設定をした部分ではありますけれども、少し男性と女性で設定の考え方が違っております。基準は令和2年を基準しておりますので、すいません。現状が直近で出せる令和3年を用いていますので、少しわかりにくい表記になっているかと思えます。

(安田会長)

おそらく達成できるだろうということで設定しているんですよね。はるかに達成できそうもないものを書いているわけではないということですね。

(地域共生社会推進課 大黒主任)

はい。今までのはい過去10年ほどの平均を出しましても0.1年ずつ伸びていることにはなりますので、そこを見込んでいるということになります。

(安田会長)

森田委員どうぞ。

(森田委員)

皆さんこんばんは。高知市介護支援事業所協議会の森田と申します。よろしく願いいたします。私のほうはどこというページじゃないですけども、人材不足というところで今回もかなり人材不足のところをあげていただいているんですが、実際それ以外にもハローワークの仕組みにどのような欠点があるかというところも課題となっているかと思えますが、人材紹介の方にはかなりのお金が流れていっているという問題が前回上がったように記憶しておりますが、そこに対してその人の確保というところで人材紹介に多額のお金を払ってしていったら、経営が難しくなっているというところも実情はあられると思えます。99ページの中でも実際そういうところは人材紹介とかいうのは書いていないんですけど、そういった把握であったり、実際人員不足によって廃業を余儀なくされた事業所数とかの把握しているのはどのようなかたちでやっているのでしょうか。

(介護保険課 戸田係長)

介護保険課戸田です。ご質問ありがとうございます。すいません先ほど頂きましたところでいきますと、その人員不足による廃止の事業所数であるとかそういったところですね。人

材の例えば派遣会社とかから雇用しているとかそういったところの数的な把握でございますが、すいません。ちょっとそこまでは現在できてございません。

(森田委員)

分かりました。なかなか事業をするのにあたって、ただ人が足りていても実際そこで莫大な費用が掛かって経営にかなり圧迫をかけてるという現状もあろうかと思っておりますので、またそこも課題として捉えていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

(安田会長)

ありがとうございました。そのことに関連して他の委員の方よろしいでしょうか。ほぼ8時になって、どうにか質疑の時間を1時間くらい取ることはできましたが、他の委員の方で特にこの場での発言、はいどうぞ。

(中本委員)

医療ソーシャルワーカー協会中本です。19 ページになります。入退院時の引継ぎルールについて高知市は長年取り組んでいる事業の一つだと思っているんですが、そのいわゆる介護DXがどんどん促進して国の方の事業も展開しているわけで、来年の春からもさらに加速度的に子ども変わってくるかと思うんですけど、高知市で今その連携取る際の方法ですね。いくつかの媒体があるかと思うのですが、どういったような、紙でやり取りしているのが多いのかといった、高知市としてはできるだけいろんなことを電子化で促進していくような考えがあるとかですね。その辺の方向性があれば教えていただければと思います。

(地域共生社会推進課 大黒主任)

地域共生社会推進課の大黒です。ご質問ありがとうございます。私からは入退院時の引継ぎルールに関する点についてご説明させていただきたいと思っております。平成29年7月から医療機関やケアマネジャー皆様のご協力をいただいて運用しているところですが、入院の時と退院の時に引継ぎ漏れがないことをめざしております。できるだけ顔の見える環境を作っていただくということも目的でございますので、この指標にありますように紙面での引継ぎというのをお願いをしてきております。確かにICTなど情報共有ツール、県のほうが取組を進めているものもございますので、そういったもので情報共有していただくことももちろん可能かと思っておりますけれども、ルールにつきましては現時点では紙面での引継ぎをお願いしているところになっております。

(中本委員)

はい。ありがとうございます。

(安田会長)

よろしいでしょうか。引継ぎ漏れがないということが第一で、そのうちデジタル化も一挙に進んでいくかと思いますが。その他よろしいでしょうか。

それではですね、ほぼ8時になりましたので、ご発言いただかなかったことで後で気が付いたこととか出てくるんじゃないかと思いますが、事務局に確認しましたところ12月22日ぐらいまでにですね。何かお気づきになったことをメールなり、電話なりですね。事務局のほうに提出いただければ、この第9期の計画案に反映させる事務局側の対応が可能だということのようですので、22日ぐらいまでに気づいたことがあれば個別に事務局にお伝えください。

それでは、今日の質疑はこれまでといたしまして、あと事務局のほうへマイクをお返ししますので、次回の予定等アナウンスをお願いします。

(司会：高齢者支援課 片岡係長)

委員の皆さま、本日は活発なご協議をありがとうございました。次回は令和6年1月18日を予定しておりますので、ご出席をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして令和5年度第3回高知市高齢者保健福祉計画推進協議会を閉会いたします。委員の皆さま、長時間に渡りご活発なご協議をいただきありがとうございました。